

第三号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 単位修得基準（第三条）

第三章 単位の通減（第四条・第四条の二）

第四章 臨時免許状（第五条―第七条）

第五章 教科の基準（第八条・第九条）

第六章 申請の手續（第十条―第二十二條の二）

第七章 雑則（第二十三條―第三十七條）

附則

第二十七條及び第二十八條を次のように改める。

第二十七條及び第二十八條 削除

第三十六條の次に次の一條を加える。

（手数料）

第三十七條 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、免許状の書換え若しくは再交付、教育職員検定又は免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、申請書に大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）に定める額の県収入証紙取扱規則を貼付して大分県教育委員会に提出しなければならない。ただし、大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）第一条の二各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

第一号様式中「~~審査~~」

※「~~審査~~」及び「~~（四）~~」を削る。

第十五号様式を次のように改める。

第15号様式 (第36条関係)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

大分県教育委員会 殿

都・道・府・県
 本 籍 地
 現 住 所
 連 絡 先 ()
 (ふりがな)
 氏 名
 (旧 姓)
 (通 称 名)
 生 年 月 日 年 月 日生

下記の教育職員免許状授与証明書を交付して下さるよう申請します。
 記

免許状の種類	教職又は特別 支援教育教職	番 号	授 与 年 月 日	免許状記載の氏名	免許状記載の 本 籍 地	必要 枚 数
				(旧 姓) (通称名)		枚
				(旧 姓) (通称名)		枚
				(旧 姓) (通称名)		枚
				(旧 姓) (通称名)		枚
				(旧 姓) (通称名)		枚

- 備考
- 1 証明書の交付は、大分県教育委員会が授与した免許状に限る行う。
 - 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は、空欄とすること。
 - 3 枠内の旧姓及び通称名は、免許状に併記されている場合のみ記入すること。
 - 4 手数料は、証明書1枚につき要する。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式の内紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

提案理由

教育職員免許状に係る申請者の利便性の向上を図るため、同免許状に関する申請手続の電子化等に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行いたいので提案する。

○教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 単位修得基準（第三条）</p> <p>第三章 単位の通減（第四条・第四条の二）</p> <p>第四章 臨時免許状（第五条―第七条）</p> <p>第五章 教科の基準（第八条・第九条）</p> <p>第六章 申請の手続（第十条―第二十二条の二）</p> <p>第七章 雑則（第二十三条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第二十六条 （略）</p> <p>第二十七条及び第二十八条 削除</p> <p>第二十九条～第三十六条 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第三十七条 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、免許状の書換え若しくは再交付、教育職員検定又は免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、申請書に大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）に定める額の大分県収入証紙を貼付して大分県教育委員会に提出しなければならない。ただし、大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）第一条の二各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条～第二十六条 （略）</p> <p>第二十七条 削除</p> <p>（手数料）</p> <p>第二十八条 教育職員免許状の授与、新教育領域の追加の定め、書換え若しくは再交付又は教育職員検定を受けようとする者は、申請書に大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）に定める額の大分県収入証紙をちよう付して県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第二十九条～第三十六条 （略）</p> <p>（新設）</p>

第1号様式(第10条、第11条の2、第12条、第15条、第20条、第21条の2、第21条の3、第22条関係)

大分県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 (都道府県名)
現 住 所
現 任 校 名
職 名
(ふりがな)
氏 名
(旧 姓)
(旧 姓) 氏 名
(通称名)

※ 旧姓又は通称名の
免許状への併記希望
有 ・ 無
年 月 日 生

免 許 状 授 与 申 請 書
免 許 状 新 教 育 領 域 追 加 定 規 定
免 許 状 再 交 付

教育職員
免 許 状 再 交 付

私は下記の規定により

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
--------	--------------

授与追加の定めを受けたいので関係書類を添えて申請します。その後の検査交付

記

根拠規定	免許法第 条	免許法附則第 項
免許法第 条	第 項 第 号	29年改正法附則5項
免許法第 条	第 項	免許法施行規則第64条
免許法第 条		免許法施行規則第64条

誓約書
私は免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び本申請について虚偽のないことを誓約します。
年 月 日 氏 名

※ 授与
年 月 日 授与
第 号

備考 旧姓及び通称名は、免許状への併記を希望する場合に記入すること。その場合、旧姓又は通称名の確認ができる戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。

第二号様式～第十四号様式 (略)

第1号様式(第10条、第11条の2、第12条、第15条、第20条、第21条の2、第21条の3、第22条関係)

大分県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 (都道府県名)
現 住 所
現 任 校 名
職 名
(ふりがな)
氏 名
(旧 姓)
(旧 姓) 氏 名
(通称名)

※ 旧姓又は通称名の
免許状への併記希望
有 ・ 無
年 月 日 生

免 許 状 授 与 申 請 書
免 許 状 新 教 育 領 域 追 加 定 規 定
免 許 状 再 交 付

教育職員
免 許 状 再 交 付

私は下記の規定により

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
--------	--------------

授与追加の定めを受けたいので関係書類を添えて申請します。その後の検査交付

記

根拠規定	免許法第 条	免許法附則第 項
免許法第 条	第 項 第 号	29年改正法附則5項
免許法第 条	第 項	免許法施行規則第64条
免許法第 条		免許法施行規則第64条

誓約書
私は免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び本申請について虚偽のないことを誓約します。
年 月 日 氏 名(自署)

※ 授与
年 月 日 授与
第 号

備考 旧姓及び通称名は、免許状への併記を希望する場合に記入すること。その場合、旧姓又は通称名の確認ができる戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。

第二号様式～第十四号様式 (略)

第15号様式 (第36条関係)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

大分県教育委員会 殿

年 月 日

都・道・府・県

本 籍 地 ()
 現 住 所 ()
 連 絡 先 ()
 (ふりがな)
 氏 名 ()
 (旧 姓)
 (通称名)
 生 年 月 日 年 月 日生

下記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきますよう申請します。

記

免許状の種類	種別又は特別授与	号	授与年月日	免許状記載の氏名	免許状記載の本籍地	必要
				(旧姓) (通称名)		次
				(旧姓) (通称名)		次
				(旧姓) (通称名)		次
				(旧姓) (通称名)		次
				(旧姓) (通称名)		次

- 備考
- 1 証明書の交付は、大分県教育委員会が授与した免許状に限り行う。
 - 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は、空欄とすること。
 - 3 枠内の旧姓及び通称名は、免許状に併記されている場合にのみ記入すること。
 - 4 手数料は、証明書1枚につき要する。

第十六号様式～第十九号様式 (略)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

本 籍 地(都道府県名)
 現 住 所
 氏 名
 (旧 姓)
 (通称名)

年 月 日生

左記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきますよう申請します。

年 月 日

氏 名
 (旧 姓)
 (通称名)

大分県教育委員会 殿

記

免許状の種類	氏 名	教 科 等	授 与 番 号	授 与 年 月 日

備考 旧姓及び通称名は、免許状に併記されていない場合は記入しないこと。

第15号様式(第36条関係)

第十六号様式～第十九号様式 (略)

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

改正の背景	手続	令和3年度実績(件数)
大分県行財政改革推進計画(令和2年3月策定) >令和6年度末までに行政手続の100%電子化 【具体的スケジュール】行政手続の電子化に向けた工程表(取組方針) 年間申請手続件数100件以上:令和5年度末まで、100件未満:令和6年度末まで	免許状授与	1,432
	書換・再交付	143
	授与証明書	322

免許申請を電子化するメリット

- >申請事務負担の軽減 → 申請書自体はいつでも、どこでも(スマートフォンからでも)作成可能
 ※ ただし、免許申請手続の性質上、電子申請のみでの完結は不可(学力に関する証明書等の紙媒体の添付書類が別途必要)
- >クレジットカード利用によるオンライン納付 → 手数料の納付に当たっての大分県収入証紙の購入が不要

電子化対応のため、申請方法等を定めた「教育職員免許状に関する規則」の一部改正が必要

規則の改正内容

電子化に関するもの

【オンライン納付(キャッシュレス決済)に対応するための規定の改正】

- ・ 県の電子申請システムでは、令和4年2月から行政手続に係る申請時のクレジットカードによるオンライン納付が可能となっているため、手数料納付を大分県収入証紙に限定している現行規則を改正

【教育職員免許状授与(免許状新教育領域追加・検定・免許状再交付)申請書及び誓約書(第1号様式)の一部改正】

- ・ 電子申請への対応のため、誓約書(免許法の欠格条項(禁錮以上の刑に処せられた者等)に該当していないことの確認)における「(自署)」の表記を削る

※ 他の決済手段は本県全体の動向により順次対応予定

効率化に関するもの

【教育職員免許状授与証明書交付申請書(第15号様式)の全部改正】

- ・ 現行:証明書1枚につき1枚の申請書の提出が必要
- ⇒ 改正後:1枚の申請書で複数枚の証明書についての申請が可能

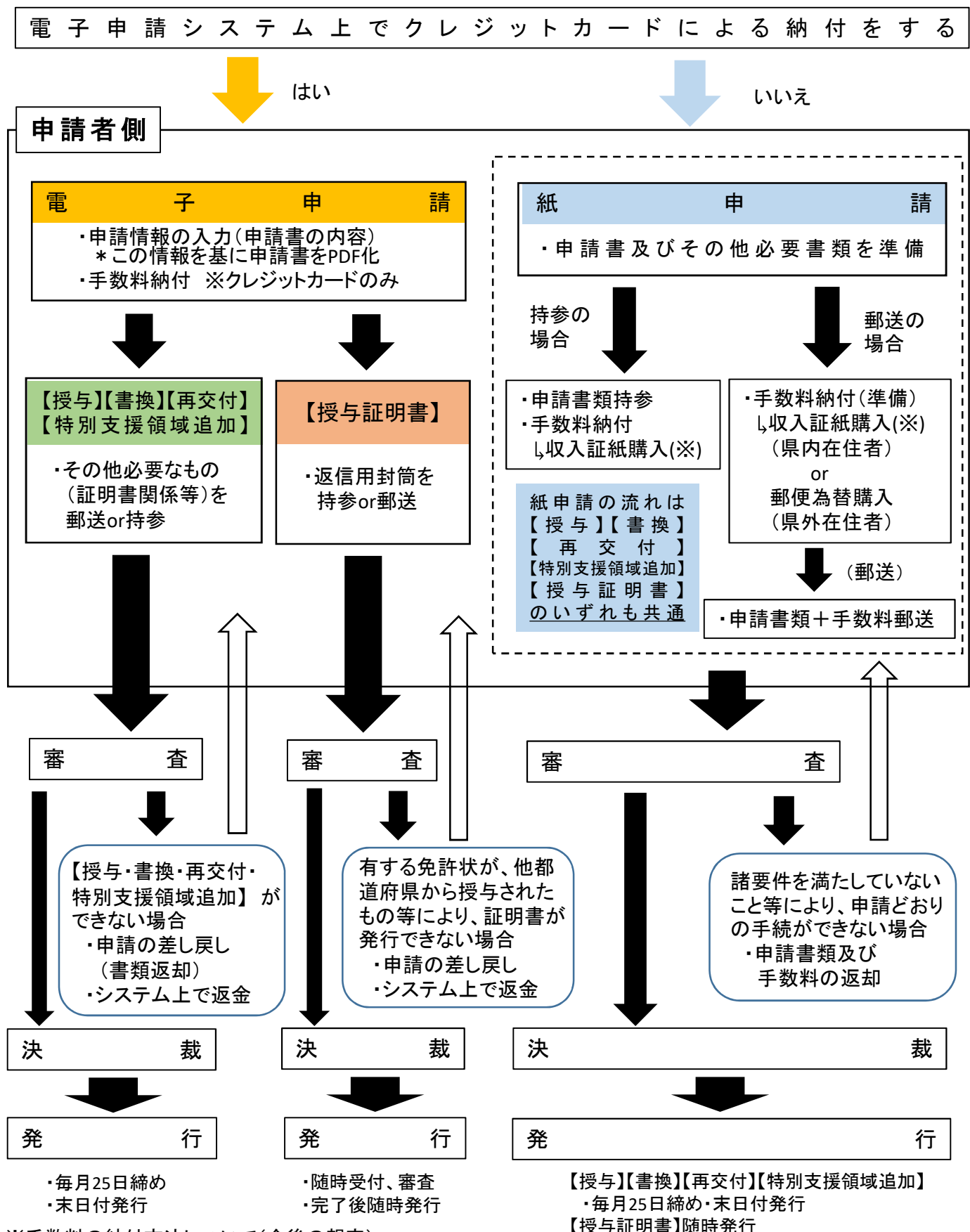
【施行日】
令和5年4月1日

電子化対象手続	電子化対象外手続	(対象外の理由)
授与(個人申請) 特別支援学校教諭免許状の新教育領域追加	授与(大学等一括申請)	大学等が取りまとめた学生の修得単位等データを使用し、多量の免許状を一括交付する仕組みであり、学生個々人に申請させる方がかえって事務を複雑化させるため
書換(氏名又は本籍地の変更) 再交付(紛失、破損等によるもの)	臨時免許状・特別免許状の授与	特別な事情がある場合に限り授与される免許状であるため(個人申請不可)
授与証明書	教育職員免許法施行法に基づく再交付	過去5年以上申請実績がないため

～電子申請導入後の教員免許申請事務手続の流れ～

別紙

<電子申請と紙申請を併用(令和5年4月～予定)> (従来は点線枠内の申請方法のみ)



※手数料の納付方法について(今後の想定)

- > 紙申請 : 窓口等でスマホアプリ等による支払での対応が可能となれば収入証紙に限定しない
- > 電子申請 : 電子申請システム上でクレジットカード以外が導入されれば順次対応(Pay-easyが検討(時期未定))